

答 申 書  
( 答 申 第 241 号 )  
平成 29 年 5 月 18 日

---

1 審査会の結論

北海道警察本部が札幌方面中央警察署〇〇交番における特定の日の勤務日誌について不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、  
「札幌方面中央警察署〇〇交番の勤務日誌  
・平成 28 年 4 月分（30 日分）  
・平成 28 年 5 月 2 日（月）～5 月 31 日（火）（30 日分）  
・平成 28 年 6 月分（30 日分）」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、平成 28 年 10 月 11 日付け道本地（企）第 159 号で公文書開示決定期間延長通知を行うとともに、本件開示請求のうち「平成 28 年 5 月 3 日、同月 5 日及び同年 6 月 18 日付けの中央警察署〇〇交番の勤務日誌」については、作成していないとして、平成 28 年 10 月 11 日付け道本地（企）第 160 号で公文書不存在通知処分（以下「本件不存在処分」という。）を行うとともに、その他の日については同月 25 日付け道本地（企）第 170 号で公文書一部開示決定処分を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は本件不存在処分について、勤務日誌は毎日記録されるもので、不存在はあり得ないとして通知書の撤回を求めていることから、本件不存在処分の妥当性について判断する。

(3) 本件不存在処分の妥当性について

ア 実施機関は、勤務日誌は北海道警察本部地域部長通達「地域警察における備付簿冊等の様式及び取扱要領について」（平成 28 年 3 月 11 日付け道本地第 7320 号）により様式が定められ、交番の勤務員が作成しているが、当該通達「第 3 作成要領」の「9 勤務日誌（2）イ」において「勤務員配置計画表により、交番等、移動交番車又は警ら用無線自動車に配置されないことが明らかになっている勤務員の作成は要しない」となっており、本件不存在処分を行った 3 日間については、当該交番に勤務員がいなかったため、勤務日誌は作成されなかった旨主張する。

イ 請求人は、「北海道地域警察運用規程」及び「北海道地域警察運用規程の運用について」によると、当該交番は毎日勤務態勢により、通年開所されており、勤務日誌は毎日作成されるものとしている。

また、不存在であるならば、その理由を具体的に記載すべきと主張する。

ウ 当審査会が実施機関に確認したところ、5 月及び 6 月の勤務員配置計画表が示され、それによると、5 月 3 日、5 月 5 日及び 6 月 18 日は当初 2 名の配置予定があったものの、他交番に勤務員が配転となっているなどの理由で当該交番には勤務員がいなかったことが確認された。

配転について実施機関に確認したところ、日により重点的に勤務員を配置すべき交番もあることから、各交番の勤務員の配置転換を行うなど、配転となることはあり得ることであり、勤務員の数に限りがあることから、このような勤務体制をとっているとのことである。

これらのことから、本件不存在処分について、実施機関からの説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、また、本件不存在処分を行った 3 日間の勤務日誌が現存することを窺わせるに足りる資料や発言は見当たらなかった。

したがって、実施機関が当該交番の勤務日誌を不存在としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年12月22日	○ 諮問書の受理（諮問番号 545） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥公文書開示決定期間延長通知書、⑦手続分離通知書の写し、⑧公文書一部開示決定通知書の写し、⑨弁明書の写し）の提出
平成28年12月27日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成29年3月3日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分理由等を聴取 ○ 審議
平成29年4月27日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年5月12日 （第89回審査会）	○ 答申案審議
平成29年5月18日	○ 答申